

審査基準整理票

処 分 名	大津市総合保健センターの健診等使用料の減免		
根拠法令名	大津市総合保健センター条例（63年条例第38号）	（条項）第5条第1項	
基準法令名	大津市総合保健センターの管理運営に関する規則	（条項）第6条	
所管部署	健康保険部保健所健康推進課 管理係		
標準処理期間	即 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 大津市総合保健センターの管理運営に関する規則 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>[使用料の減免の基準]</p> <p>使用料の減免は、大津市総合保健センターの管理運営に関する規則第6条の各号に規定する場合を基準とする。</p> <p>なお、同規則第6条第2号に規定する「その他市長が特に必要があると認める者 市長が定める額」とは、次の事項に該当する者をいい、また次の額をいう。</p> <p>(1) 総合保健センターの宣伝広告に資する報道機関の取材者 全額</p> <p>(2) 総合保健センターの視察のために来所している他の官公庁等の職員 全額</p>			

参 考

[根拠法令]

大津市総合保健センター条例
(使用料の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は減免することができる。

[基準法令]

大津市総合保健センターの管理運営に関する規則

(使用料等の減免)

第6条 条例第5条第1項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号に定める者が幼児健診又は女性健診を受診する場合とし、減額し、又は免除する額は、当該各号に掲げる額とする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に属する者又は市民税非課税世帯に属する者(市内に住所を有する者に限る。) 全額

(2) その他市長が特に必要があると認める者 市長が定める額

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。